

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止する。
内容	再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度について、環境大臣の認定を受けた事業者に対し、環境大臣が報告徴収、立入検査等をできるとし、変更認定等の手続を整備する。
関連条項	第9条の8、第9条の9、第9条の10、第18条、第19条等
必要性	現行法では、再生利用認定制度等について認定権者たる環境大臣が有する監督権限は、認定の取消しのみである。しかし近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっている。 現行法では、認定権者たる環境大臣は、両制度に基づく適切な監督を行うのに必要な情報が入手できず、制度対象者に対する適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。そのため、環境大臣による監督権限の強化が必要である。
費用	
遵守費用	現行法でも、都道府県知事による報告徴収・立入検査の対象となっており、また、そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。
行政費用	環境大臣が報告徴収及び立入検査を行う費用が発生するが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。
その他の費用	特になし。
便益	大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止することができる。

想定される代替案		
代替案①	大臣認定の要件をさらに厳格化する。	
	費用	
	遵守費用	認定申請に要する書類の増加、厳格化した基準の遵守等の事務負担が生ずる。
	行政費用	特になし。
	その他の費用	特になし。
	便益	生活環境保全上の支障等が生じないことの確実性が増すが、入口基準を厳しくすることで認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがある。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっており、環境大臣が認定対象者に対して適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。認定基準を厳格化した場合、認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがあるため、事後対応を厳格化することが適当である。そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。環境大臣は報告徴収及び立入検査を行う費用を負担することになるが、これまでも任意調査として行ってきており新たに多大な負担が生ずるものではない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「広域認定業者、再生利用認定業者による不適正事例に対し、報告徴収から認定取消しを円滑に行い得るよう、環境大臣と都道府県等において一連の措置の連携を図っていく必要がある。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容		廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化		
担当部局		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期		平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等		大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止するため、再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度について、環境大臣の認定を受けた事業者に対し、環境大臣が報告徴収、立入検査等ができることとし、変更認定等の手続を整備する。		
		関連条項	第9条の8、第9条の9、第9条の10、第18条、第19条等	
想定される代替案		代替案① 大臣認定の要件をさらに厳格化する。		
		代替案②		
規制の費用		費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	(遵守費用)	現行法でも、都道府県知事による報告徴収・立入検査の対象となっており、また、そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。	認定申請に要する書類の増加、厳格化した基準の遵守等の事務負担が生ずる。	
	(行政費用)	環境大臣が報告徴収及び立入検査を行う費用が発生するが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。	特になし。	
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益		便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
		大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止することができる。	生活環境保全上の支障等が生じないことの確実性が増すが、入口基準を厳しくすることで認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがある。	
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)		近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっており、環境大臣が認定対象者に対して適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。認定基準を厳格化した場合、認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがあるため、事後対応を厳格化することが適当である。そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。環境大臣は報告徴収及び立入検査を行う費用を負担することになるが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。		
有識者の見解その他の関連事項		中央環境審議会意見具申において「広域認定業者、再生利用認定業者による不適正事例に対し、報告徴収から認定取消しを円滑に行い得るよう、環境大臣と都道府県等において一連の措置の連携を図っていく必要がある。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件		附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備 考				